

令和6年度 諫早市小長井地域新生活支援補助金

小長井地域で

新生活

はじめる方を支援します！

最大

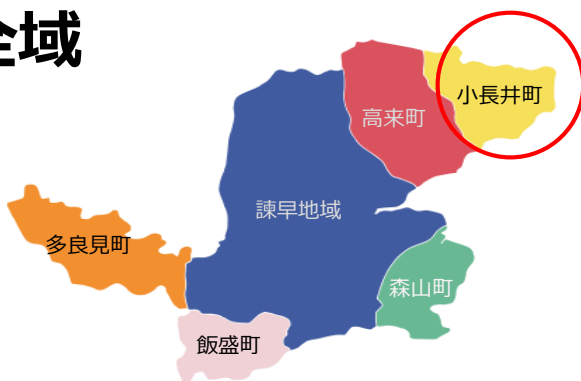
200万円



対象となるかまずはチェック☑！

□ 対象地域

小長井町 全域



□ 対象経費

引越費用

引越業者または
運送業者に
支払った費用

+

住居費用

住宅購入費
改修費
増築費
賃貸住宅家賃等

※支払期間：令和6年4月1日から令和7年3月31日までに支払われたもの

申請
期限

令和7年3月31日(月)まで

ご相談は
お早めに♪

問合せ
先

諫早市 移住定住推進課（本館5階）
諫早市東小路町7-1
TEL：0957-22-1500
E-mail：iju_teiju@city.isahaya.nagasaki.jp

諫早市小長井地域
新生活支援補助金



□ 対象世帯

※①②③いずれも小長井地域へ5年以上の継続した居住が必要です。

① 夫婦世帯

夫婦の合計年齢が80歳以下 かつ

夫婦双方、または一方が小長井地域外に居住し

新たに小長井地域で生活を始める世帯

② 子育て世帯

高校生以下の子がいる世帯で

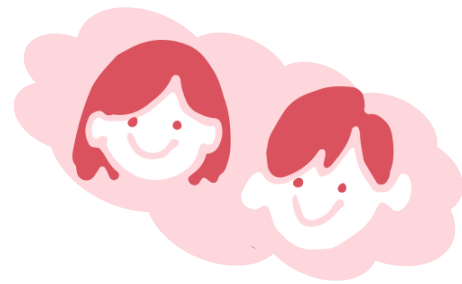
父母双方、または一方が小長井地域外に居住し

新たに小長井地域で生活を始める世帯

※夫婦（父母）の双方が小長井地域内に居住している場合は

①②ともに新婚世帯に限り補助の対象となります

（新婚世帯 = 令和6年1月1日以後に婚姻届を提出し、受理された夫婦のこと）



③ その他の世帯

①②以外の世帯で、小長井地域外に居住しており、新たに小長井地域で生活を始める世帯。

世帯員の1名以上が就業していること。単身での転入・転居も対象。

□ 補助上限額

① 夫婦世帯 75万円（夫婦の双方又は一方が市外からの転入の場合は150万円）

② 子育て世帯 100万円（父母の双方又は一方が市外からの転入の場合は200万円）

※夫婦（父母）の双方が小長井地域内に居住している新婚世帯の場合は①②ともに50万円

※①②のうち夫婦双方の婚姻日における年齢が29歳以下かつ世帯の所得が500万円未満である

新婚世帯については、小長井地域内60万円。

③ その他の世帯 10万円（市外からの転入の場合は20万円）

補助上限額整理表

	対象世帯	市外から転入	市内転居	
			小長井地域外から	小長井地域内
□	① 夫婦世帯	150万円	75万円	50万円
□	② 子育て世帯	200万円	100万円	※新婚世帯のみ
□	③ その他の世帯 (①②以外の世帯)	20万円	10万円	-
□	新婚世帯	夫婦世帯	75万円	60万円
□	※夫婦ともに29歳以下 かつ 世帯所得500万円未満	子育て世帯	100万円	

必要書類

共通で必要となる書類		備考・入手先等
<input type="checkbox"/>	諫早市小長井地域新生活支援補助金交付申請書 (様式第1号)	様式は市ホームページに掲載
<input type="checkbox"/>	戸籍謄本	本籍地の市役所・役場
<input type="checkbox"/>	世帯全員の住民票(住民票謄本) ※マイナンバーの記載のないもの	本館1階 市民窓口課または 各支所・出張所
<input type="checkbox"/>	夫婦双方の市税等の完納証明書	令和6年1月1日時点の住所地で取得 諫早市の場合：3階債権管理課
<input type="checkbox"/>	住居費、引越費用、改修費及び増築費、 賃貸借費用に係る領収書等の写し	引き落としの場合は、通帳の写し等支 払いの確認できるもの
♡ 新婚世帯の場合のみ提出 ♡		
<input type="checkbox"/>	夫婦双方の所得証明書	令和6年1月1日時点の住所地で取得 諫早市の場合：3階市民税課
<input type="checkbox"/>	貸与型奨学金の返済額が分かる書類の写し (現に貸与型奨学金の返済を行っている場合に 限る。)	奨学金返還証明書等の発行について、 詳しくは返済先へご確認ください
★ その他の世帯の場合のみ提出 ★		
<input type="checkbox"/>	就業証明書(様式第3号)またはこれに準ずる 書類	様式は市ホームページに掲載
〈申請区分別〉		
<input type="checkbox"/>	売買契約書または工事請負契約書の コピー	住宅取得
<input type="checkbox"/>	改修・増築に係る見積書または工事 請負契約書等のコピー	住宅改修・ 増築
<input type="checkbox"/>	賃貸借契約書のコピー	住宅賃貸 借
<input type="checkbox"/>	住宅手当支給証明書(様式第2号) ※給与所得者全員分 (住宅手当の支給がない場合も提出が必要)	様式は市ホームページに掲載

※引越前の自治体や就業先から取り寄せる書類があります。

※対象とならない費用もありますので、申請の前に必ずご相談ください。

※上記書類以外にも、別途書類を提出いただく場合があります。

新婚世帯の方には、申請にあたって

①動画の視聴

②アンケートの回答

をお願いしています。

お早目のご相談・所要額調書の提出をお願いします



新婚世帯とは…

令和6年1月1日以降に婚姻届けを提出し受理された夫婦のこと

※婚姻届提出時のご年齢や世帯所得により、ご提出いただく書類が異なります。

令和6年度 諫早市小長井地域新生活支援補助金

申請から補助金交付までの流れ

Step1

事前相談

申請予定の方は、対象者要件や必要書類の確認を行います。申請前に事前相談をお願いします。

Step2

所要額調書の提出

申請内容を事前に把握するための書類です。ご提出をお願いします。

Step3

必要書類の提出

令和7年3月31日までに、必要書類を諫早市移住定住推進課へ提出してください。

Step4

審査・交付決定

審査の結果を「諫早市小長井新生活支援補助金交付決定通知書（様式第4号）」により通知します。

Step5

交付請求書の提出

通知書が届いたら、「請求書（様式第7号）」に必要事項を記入・押印し、移住定住推進課へ提出してください。

Step6

補助金振込み

請求書の内容を確認し、請求金額を申請者へ振り込みます。

補助金の返還について

補助金の支給を受けた方で、下記に該当した場合は、補助金の返還が必要です。

○虚偽・不正な手段により補助金の交付を受けた場合

○申請時の住居から**5年以内**に生活の本拠を異動した場合

ご注意ください 他の補助金との併給について

国や県の補助金を申し込まれている場合は、新生活支援補助金の対象外となる可能性があります。まずはお問い合わせください。



「申請できるか詳しく知りたい！」
「引っ越し先は対象地域？」など
お気軽にお問い合わせください。



問合せ先

諫早市 移住定住推進課（本館5階）
諫早市東小路町7-1 TEL：0957-22-1500
E-mail：iju_teiju@city.isahaya.nagasaki.jp

